

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例
(藤枝市駐車場条例の一部改正)

第1条 藤枝市駐車場条例(昭和53年藤枝市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

区分		金額
普通駐車料金	1時間までごとに	100円
	1日に10時間を超える場合	1,030円
回数駐車料金	100円券13片つづり	1,030円
定期駐車料金	1か月	6,230円

(藤枝市文化センター条例の一部改正)

第2条 藤枝市文化センター条例(昭和51年藤枝市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 会議室等

区分		時間		9時～	13時～	9時～17	18時～21	13時～21	9時～21
		9時～	13時～	12時	17時	時	時30分	時30分	時30分
ホール	1階	円	円	円	円	円	円	円	円
		2,990	3,630	5,990	5,990	9,000	12,000		
小ホール	1階	1,160	1,380	2,230	2,230	3,310	4,490		
第1会議室	3階	1,160	1,380	2,230	2,230	3,310	4,490		
第2会議室	3階	1,160	1,380	2,230	2,230	3,310	4,490		
第3会議室	3階	730	850	1,490	1,490	2,230	2,990		
第4会議室	3階	730	850	1,490	1,490	2,230	2,990		
第5会議室	3階	730	850	1,490	1,490	2,230	2,990		

(藤枝市民ホール条例の一部改正)

第3条 藤枝市民ホール条例(平成20年藤枝市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表1の部(備考を除く。)を次のように改める。

1 大ホール

単位 円

区分\時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時30分	13時～21時30分	9時～21時30分
平日	(1)	7,350	10,510	15,770	14,720	23,130	29,440
	(2)	12,610	17,880	29,440	24,180	39,970	51,550
	(3)	17,880	26,290	44,180	36,810	58,900	73,640
土曜日	(1)	7,350	14,720	21,020	15,770	28,390	35,770
	(2)	12,610	23,130	33,660	29,440	48,390	59,960
	(3)	17,880	33,660	51,550	44,180	72,580	87,320
日曜祝日	(1)	8,400	14,720	22,080	15,770	28,390	37,860
	(2)	15,770	24,180	39,970	31,560	51,550	66,280
	(3)	25,230	37,860	62,060	51,550	84,160	103,110
暖房料		5,090	7,130	12,230	7,130	11,210	17,330
冷房料		7,130	9,170	16,310	9,170	16,310	22,420

別表2の部舞台の項中「1,030」を「1,040」に、「1,870」を「1,880」に、「1,550」を「1,560」に、「2,590」を「2,610」に、「3,430」を「3,460」に改める。

別表3の部（備考を除く。）を次のように改める。

3 多目的ホール

単位 円

9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時30分	13時～21時30分	9時～21時30分
4,310	6,820	11,130	7,870	14,720	19,030

（藤枝市地区交流センター条例の一部改正）

第4条 藤枝市地区交流センター条例（平成29年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用時間 区分	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
集会室	円 840	円 940	円 1,580	円 1,580	円 2,330	円 3,180
学習室	310	420	630	630	1,050	1,260
料理実習室	840	940	1,580	1,580	2,330	3,180

(藤枝市民グラウンド条例の一部改正)

第5条 藤枝市民グラウンド条例(昭和42年藤枝市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 野球場使用料

使用区分			使用時間区分			
			午前8時から 午前12時まで	午後1時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	2時間以内 (午後6時から 午後9時まで を除く。)
入場料 の類を 徴収し ない場 合	アマチュア スポーツ、 レクリエー ションに使 用する場合	一般、学 生	円 1,100	円 1,750	円 7,130	円 530
		児童、生 徒	530	870		260
	その他の場合		7,130	11,000		2,730
入場料の類を徴収する場合			28,600			

別表(2)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(2) サッカー場使用料

使用区分			使用時間区分		2時間以内
			午前8時から午前 12時まで	午後1時から午後 6時まで	
入場料 の類を 徴収し ない場 合	アマチュア スポーツ、 レクリエー ションに使 用する場合	一般、学 生	円 2,200	円 3,610	円 1,410
		児童、生 徒	1,100	1,750	700
	その他の場合		11,000	17,600	4,400
入場料の類を徴収する場合			57,220		

別表(3)の部中「1,540円」を「1,560円」に改める。

(藤枝市民体育館条例の一部改正)

第6条 藤枝市民体育館条例(昭和48年藤枝市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 競技場等

使用区分				使用時間						
				9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時	
競技場	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	一般、学生	円	円	円	円	円	円	円
			児童、生徒	1,100	1,750	2,730	2,730	4,270	5,370	
			その他の場合	14,300	21,430	35,730	35,730	57,200	71,500	
	入場料の類を徴収する場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	一般、学生	8,570	12,860	21,430	21,430	34,310	42,900	
			児童、生徒	4,270	6,470	10,770	10,770	17,150	21,430	
			その他の場合	42,900	64,330	107,230	107,230	171,600	214,500	
会議室				430	650	1,080	1,080	1,730	2,160	
トレーニング室				1人1回につき100円						

別表(2)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(2) 卓球場(団体使用)

使用区分			使用時間						
			9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時	
アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	一般、学生	円	円	円	円	円	円		
		970	1,410	2,410	2,410	3,830	4,830		
		児童、生徒	430	700	1,100	1,100	1,860	2,300	
その他の場合			7,130	10,000	17,150	17,150	27,160	34,310	

別表(4)の部放送設備の項中「690」を「700」に改める。

(学校施設等の利用に関する条例の一部改正)

第7条 学校施設等の利用に関する条例（昭和51年藤枝市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,070円」を「1,080円」に、「4,200円」を「4,270円」に改める。

（藤枝市民プール条例の一部改正）

第8条 藤枝市民プール条例（昭和54年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,180円」を「3,230円」に、「1,020円」を「1,030円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

(1) 藤枝市民大洲温水プール

区分				金額
プール	当日券 (一人1回につき)	大人	18歳以上	360円
		小人	18歳未満3歳以上	150円
			3歳未満	無料
	回数券 (12片つづり)	大人	18歳以上	3,660円
		小人	18歳未満3歳以上	1,560円
			3歳未満	無料

(2) 藤枝市民大洲温水プール会議室等

区分	時間	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
	時	時	時	時	時	時	時
第1会議室		円 430	円 530	円 970	円 870	円 1,410	円 1,750
第2会議室		870	1,100	1,970	1,750	2,850	3,510
第3会議室		870	1,100	1,970	1,750	2,850	3,510
トレーニング室	一人1回100円						
	回数券（12片つづり）1,030円						

（藤枝勤労者体育館条例の一部改正）

第9条 藤枝勤労者体育館条例（昭和54年藤枝市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(1) 勤労者体育館使用料

使用区分	使用時間		午前9時	午後1時	午前9時	午後6時	午後1時	午前9時
	から午前	から午後	12時まで	5時まで	5時まで	9時まで	9時まで	9時まで
体育室			円 2,200	円 3,300	円 5,500	円 5,500	円 8,570	円 10,770
第一会議室			760	870	1,410	1,410	2,200	2,850
第二会議室			760	870	1,410	1,410	2,200	2,850
大会議室			1,100	1,310	2,200	2,200	3,170	4,270
和室			760	870	1,410	1,410	2,200	2,850
卓球場	1人 1回 100円							
更衣ロッカー	1回 20円							

別表(2)の部放送設備の項中「690」を「700」に改める。

(藤枝市武道館条例の一部改正)

第10条 藤枝市武道館条例(昭和59年藤枝市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第8条関係)

使用区分	使用時間		午前9時	午後1時	午前9時	午後6時	午後1時	午前9時
	から午前	から午後	12時まで	5時まで	5時まで	9時まで	9時まで	9時まで
第1 道場	専用 使用	一般、学生	円 2,200	円 3,300	円 5,500	円 3,830	円 7,130	円 9,330
		第2 道場	児童、生徒	1,100	1,630	2,730	1,860	3,510
第1 道場	個人 使用	一般、学生	100	150		210		
		児童、生徒	50	70		100		
第1会議室			1,310	1,750	3,070	2,630	4,400	5,710
第2会議室			430	650	1,080	1,080	1,740	2,170

(藤枝市民テニス場条例の一部改正)

第11条 藤枝市民テニス場条例(昭和60年藤枝市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) コート

使用区分			使用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から午前12時まで	午後0時から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後7時30分まで	午後7時から午後9時まで	
			テニスコート(1面につき)	専用使用	一般、学生	円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,410
				児童、生徒	円 530	円 530	円 530	円 530	円 700	円 700	
壁打ちコート			個人使用	午前8時から午後6時まで			午後6時から午後9時まで				
				一般、学生	1時間につき 100円			1時間につき 150円			
				児童、生徒	1時間につき 50円			1時間につき 70円			

別表(2)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(2) 会議室

会議室	午前8時から午前12時まで	午後1時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
	870円	1,100円	1,970円	1,970円	3,070円	3,940円

(藤枝市民岡部テニス場条例の一部改正)

第12条 藤枝市民岡部テニス場条例(平成20年藤枝市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(藤枝市民岡部体育館条例の一部改正)

第13条 藤枝市民岡部体育館条例(平成22年藤枝市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 体育館使用料

使用区分			使用時間					
			9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
入場料の徴収しない場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	一般、学生	円 1,100	円 1,630	円 2,730	円 2,730	円 4,270	円 5,370
		児童、生徒	530	810	1,360	1,360	2,120	2,680
	その他の場合		7,130	10,710	17,860	17,860	28,600	35,730
	その他の場合		21,430	32,160	53,610	53,610	85,800	107,230
入場料の徴収する場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	一般、学生	4,270	6,420	10,710	10,710	17,150	21,430
		児童、生徒	2,120	3,200	5,340	5,340	8,570	10,710
	その他の場合		21,430	32,160	53,610	53,610	85,800	107,230
	その他の場合		21,430	32,160	53,610	53,610	85,800	107,230

別表(2)の部放送設備の項中「680」を「690」に改める。

(藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例の一部改正)

第14条 藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例（平成20年藤枝市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条、第19条関係）

区分	使用料
土蔵ギャラリー	3,210円（1日につき）

(藤枝市民会館条例の一部改正)

第15条 藤枝市民会館条例（昭和44年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(1) ホール

区分		時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
				円	円	円	円	円	円
平日	A			9,840	13,130	22,970	17,740	30,870	40,710
	B			14,780	19,710	34,490	26,610	46,320	61,100
	C			19,700	26,280	45,980	35,480	61,760	81,460
	D			29,560	39,430	68,990	53,230	92,660	122,220
土曜 日曜 祝日	A			12,310	16,420	28,730	22,180	38,600	50,910
	B			18,470	24,650	43,120	33,270	57,920	76,390
	C			24,630	32,860	57,490	44,370	77,230	101,860
	D			36,950	49,300	86,250	66,560	115,860	152,810
暖房料				5,740	7,660	13,400	10,340	18,000	23,740
冷房料				8,100	10,800	18,900	14,570	25,370	33,470

別表(2)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(2) リハーサル室等

区分		時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
				円	円	円	円	円	円
リハーサル室	1階			550	740	1,290	990	1,730	2,280
第1楽屋	1階			430	650	1,080	870	1,520	1,950
第2楽屋	1階			530	970	1,500	1,310	2,280	2,810
第3楽屋	1階			430	650	1,080	870	1,520	1,950
会議室1	2階			660	880	1,540	1,200	2,080	2,740
会議室2	2階			570	770	1,340	1,030	1,800	2,370
会議室3	2階			660	880	1,540	1,200	2,080	2,740
ロビー	1階			3,120	4,170	7,290	5,630	9,800	12,920
舞台	練習のみに使用する場合			650	880	1,530	1,190	2,070	2,720
	ホール使用者が準備及び練習に使用する場合	ホール利用料金の30パーセントに相当する額							

(藤枝市郷土博物館条例の一部改正)

第16条 藤枝市郷土博物館条例(昭和62年藤枝市条例第11号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第2施設使用料の部特別展示室の項中「5,050円」を「5,080円」に改める。

(藤枝市文学館条例の一部改正)

第17条 藤枝市文学館条例(平成19年藤枝市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1特別展の項中「1,510円」を「1,520円」に改める。

別表第2(1)講座学習室等の部講座学習室の項中「1,510円」を「1,520円」に、「2,020円」を「2,030円」に、「3,530円」を「3,550円」に改め、同部展示室(1)の項中「7,070円」を「7,120円」に改め、同部展示室(2)の項中「6,060円」を「6,100円」に改める。

(国史跡志太郡衙資料館条例の一部改正)

第18条 国史跡志太郡衙資料館条例(平成19年藤枝市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表学習室の項中「1,510円」を「1,520円」に、「2,020円」を「2,040円」に、「3,530円」を「3,560円」に改める。

(藤枝市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第19条 藤枝市勤労青少年ホーム条例(昭和55年藤枝市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第10条関係)

青少年ホーム使用料

利用時間 利用区分	午前9時 から午前 12時ま で	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
調理講習室	円 1,810	円 2,240	円 3,640	円 3,640	円 4,930	円 6,750
第1集会室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
第2集会室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
茶室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
作法室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
音楽室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
体育室	1,060	1,390	2,140	2,140	4,180	4,930

(藤枝市生涯学習センター条例の一部改正)

第20条 藤枝市生涯学習センター条例（平成8年藤枝市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(1) 会議室等使用料

区分 \ 時間	9時～	13時～	9時～	18時～21	13時～21	9時～21
	12時	17時	17時	時30分	時30分	時30分
第1会議室	円 1,720	円 2,140	円 3,860	円 3,440	円 5,590	円 6,980
第2会議室	860	1,070	1,930	1,720	2,790	3,440
第3会議室	730	960	1,720	1,600	2,580	3,220
第4会議室	730	960	1,720	1,600	2,580	3,220
第5会議室	860	1,070	1,930	1,720	2,790	3,440
視聴覚室	860	1,070	1,930	1,720	2,790	3,440
工芸室	1,720	2,140	3,860	3,440	5,590	6,980
ホール	3,000	3,650	6,020	6,020	9,030	12,050
展示ロビー	860	1,070	1,930	1,720	2,790	3,440
調理室	1,820	2,240	3,650	3,650	4,950	6,770
和室	860	1,170	2,030	2,030	3,220	4,300

(藤枝市福祉センター条例の一部改正)

第21条 藤枝市福祉センター条例（平成20年藤枝市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分 \ 時間	9時～12時	13時～17	9時～17時	18時～21	13時～21	9時～21時
		時		時	時	
高草の間	円 1,310	円 1,750	円 3,060	円 1,750	円 3,500	円 4,810
調理室	1,750	1,960	3,270	2,460	4,250	5,880
第1会議室	430	580	1,010	580	1,160	1,590
第2会議室	430	580	1,010	580	1,160	1,590
健康運動室	1人1回につき100円					
	回数券（12片つづり）1,030円					

(藤枝市れんげじスマイルホール条例の一部改正)

第22条 藤枝市れんげじスマイルホール条例(平成28年藤枝市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3((注)を除く。)を次のように改める。

別表第2(第11条関係)

区分		単位	使用料
第6条第1項第1号又は第2号の行為をする場合	(1) 物品の販売、募金その他これに類する営業行為	1平方メートル1日	円 30
	(2) 広告物の掲示又は表示	1平方メートル1日	円 1,520

別表第3(第11条関係)

区分		使用時間区分		午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
		午前9時から12時まで	午後1時から5時まで	午後6時から9時30分まで	午前9時から5時まで	午後1時から9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで		
第6条第1項第3号の行為をする場合	一般	円 640	円 850	円 740	円 1,490	円 1,590	円 2,230		
	生徒・児童・幼児	円 310	円 420	円 360	円 730	円 780	円 1,120		
	空調設備	円 1,080	円 1,440	円 1,260	円 2,520	円 2,700	円 3,780		

(藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第23条 藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例(平成23年藤枝市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、同表面談料の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表セカンドオピニオン外来面談料の項中「10,800円」を「11,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、同表死体検案料の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表死体処置料の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同表寝具使用料の項中「216円」を「220円」に改め、同表自動車使用料の項中「324円」を「330円」に、「540円」を「550円」に改め、同表特室使用料の項中「21,600円」を「22,000円」に、

「10,800円」を「11,000円」に改め、同表個室使用料の項中「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表2人室使用料の項中「1,620円」を「1,650円」に改め、同表健康保険を適用されない自費診療料の項中「1.62」を「1.65」に改め、同表産婦人科に係る自費診療料の項中「31,320円」を「31,900円」に、「756円」を「770円」に改め、同表体外衝撃波疼痛治療料の項中「30,000円」を「30,550円」に、「15,000円」を「15,270円」に改め、同表特別初診料特別再診料の項中「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に改め、同表時間外診療予約料の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表病衣使用料の項中「75円60銭」を「77円」に改める。

(藤枝市産学官連携推進センター条例の一部改正)

第24条 藤枝市産学官連携推進センター条例（平成29年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表活動交流スペースの項中「15円」を「15円27銭」に改め、同表セミナールームの項中「2,550円」を「2,596円」に改める。

(藤枝市岡部農村集会場条例の一部改正)

第25条 藤枝市岡部農村集会場条例（平成20年藤枝市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

区分	半日	夜間	全日
1室当たり	2,610円	5,230円	10,450円

(藤枝市農業担い手センター条例の一部改正)

第26条 藤枝市農業担い手センター条例（平成20年藤枝市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

名称	区分	午前8時30分から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで
	二階研修室		810円	1,630円	1,630円
一階和室		530円	1,100円	1,100円	2,200円

(藤枝市勤労者福祉センター条例の一部改正)

第27条 藤枝市勤労者福祉センター条例(昭和61年藤枝市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 体育室等

使用時間 使用区分		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円	円	円	円	円	円
体育室		870	1,100	1,970	1,100	2,200	3,070
職業・技能講習室		650	870	1,530	870	1,750	2,410
研修室	全室	1,310	1,750	3,070	1,750	3,510	4,830
	1	530	760	1,310	760	1,530	2,070
	2	760	970	1,750	970	1,970	2,730
教育文化室 (和室)	全室	970	1,310	2,300	1,310	2,630	3,610
	1	430	530	970	530	1,100	1,530
	2	530	760	1,310	760	1,530	2,070
会議室1		970	1,310	2,300	1,310	2,630	3,610
会議室2		310	430	760	430	870	1,200
トレーニング室	当日券	1人1回 100円					
	回数券	12片つづり 1,030円					

別表(2)の部中「1,080」を「1,100」に改める。

(藤枝市瀬戸谷温泉施設条例の一部改正)

第28条 藤枝市瀬戸谷温泉施設条例(平成15年藤枝市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2個室使用料の部個室(10畳)の項中「3,080円」を「3,130円」に、「1,020円」を「1,030円」に改める。

(藤枝市岡部玉露の里条例の一部改正)

第29条 藤枝市岡部玉露の里条例(平成20年藤枝市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表(2)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(2) 瓢月亭を専用使用する場合

区分		時間		10時～12時	13時～17時	10時～17時	18時～21時	13時～21時
		10時～12時	13時～17時	10時～17時	18時～21時	13時～21時		
和室1	平日	3,230円	6,480円	8,680円	9,630円	16,130円		
	土曜日	3,870円	7,750円	10,470円	11,620円	19,370円		
	日曜日 祝日							
和室2	平日	2,930円	5,860円	7,850円	8,680円	14,550円		
	土曜日	3,550円	7,110円	9,420円	10,470円	17,480円		
	日曜日 祝日							
小間	平日	3,550円	7,110円	9,630円	10,680円	17,800円		
	土曜日	4,280円	8,580円	11,510円	12,880円	21,360円		
	日曜日 祝日							
和室1 2	平日	8,680円	17,380円	23,560円	13,610円	31,000円		
	土曜日	10,470円	20,950円	28,280円	16,330円	37,280円		
小間	日曜日							
	祝日							

(藤枝市農山村地域活性化施設条例の一部改正)

第30条 藤枝市農山村地域活性化施設条例(平成2年藤枝市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の款実習室(農産加工体験室)の項及びふれあいイベントホールの項を次のように改める。

実習室(農産加工体験室)	840	940	1,580	1,580	2,320	3,180
ふれあいイベントホール	2,970	3,600	5,940	5,940	8,910	11,880

別表2の部(備考を除く。)を次のように改める。

2 大久保グラススキー場使用料

使用区分	数量	時間	個人		団体 (1人につき)	
			個人	団体		
グラススキー使用料	1式	1時間	1,040円			840円

		2時間	1,580円	1,270円
		4時間	2,650円	2,110円
マウンテンボード使用料	〃	1時間	1,040円	840円
		2時間	1,580円	1,270円
		4時間	2,650円	2,110円
グラススクーター使用料	1台	30分		520円
ストライダー使用料	〃	〃		520円
ポッカール使用料	〃	〃		520円
ソリ使用料	〃	〃		520円
リフト使用料	2回券 100円 12回券 520円			

別表3の部中「830円」を「840円」に、「1,030円」を「1,040円」に改める。

別表4の部を次のように改める。

4 大久保キャンプ場使用料

使用区分	数量	時間	使用料
テントサイト使用料	1区画	14時～翌日12時	1,830円
オートキャンプサイト使用料	〃	〃	3,560円
テント使用料	1張り	〃	520円
Aコテージ使用料	1部屋	14時～翌日10時	12,220円
Bコテージ使用料	〃	〃	16,290円

別表5の部(1)の款(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 射場使用料(1人につき)

使用区分		使用時間		9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
		9時～12時	13時～17時				
50メートル射場	生徒・学生	円 640	円 860	円 1,500	円 640	円 1,500	円 2,140
	一般	1,290	1,730	3,020	1,290	3,020	4,310
10メートル射場(紙標的)	生徒・学生	150	210	360	150	360	530
	一般	310	420	730	310	730	1,080

10メートル射場（電子標的）	生徒・学生	350	470	820	350	820	1,170
	一般	700	950	1,650	700	1,650	2,350
ビーラムライフ	児童・生徒・学生	210	270	480	210	480	690
	一般	420	560	980	420	980	1,400

別表5の部(2)の款（備考を除く。）を次のように改める。

(2) 射場多目的利用使用料

使用区分		使用時間		9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
全面	児童・生徒	円	円	円	円	円	円
	一般・学生	3,900	5,210	9,110	3,900	9,110	13,010
3分の2面	児童・生徒	2,600	3,470	6,070	2,600	6,070	8,670
	一般・学生	5,210	6,950	12,160	5,210	12,160	17,370
2分の1面	児童・生徒	1,950	2,600	4,550	1,950	4,550	6,500
	一般・学生	3,900	5,210	9,110	3,900	9,110	13,010
3分の1面	児童・生徒	1,290	1,730	3,020	1,290	3,020	4,310
	一般・学生	2,600	3,470	6,070	2,600	6,070	8,670

別表5の部(4)の款（備考を除く。）を次のように改める。

(4) テニスコート使用料

使用区分		使用時間		
		9時～12時	13時～17時	9時～17時
テニスコート1面	児童・生徒	円	円	円
	一般・学生	970	1,290	2,260
テニスコート2面	児童・生徒	1,940	2,600	4,540

	一般・学生	3,900	5,210	9,110
--	-------	-------	-------	-------

(藤枝市葉梨西北活性化施設条例の一部改正)

第31条 藤枝市葉梨西北活性化施設条例(平成20年藤枝市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第7条関係)

利用時間 利用区分	8時～12時	13時～17時	18時～21時	8時～21時
加工体験室	3,240円	3,240円	3,240円	8,650円
集会室	2,160円	2,160円	2,160円	4,320円
加工体験室・集会室	4,320円	4,320円	4,320円	10,820円

(藤枝市朝比奈農村環境改善センター条例の一部改正)

第32条 藤枝市朝比奈農村環境改善センター条例(平成20年藤枝市条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分	基本使用料					
	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
	時	時	時	時30分	時30分	時30分
多目的ホール	円 1,020	円 1,020	円 2,060	円 2,060	円 3,100	円 4,150
農産加工兼調理実習室	1,440	1,860	3,330	3,330	5,190	6,660
和室研修室	610	820	1,440	1,440	2,280	2,900
農事研修室	610	820	1,440	1,440	2,280	2,900
営農推進室	310	400	710	710	1,140	1,450
朝比奈グラウンド	1,060	1,060	2,130	3,220	4,290	5,360

(藤枝市朝比奈活性化施設条例の一部改正)

第33条 藤枝市朝比奈活性化施設条例(平成20年藤枝市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表（第12条関係）

使用時間 使用区分	基本利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	9時から12時 まで	1時から5時 まで	6時から10時 まで	午前9時から 午後10時まで
体験学習室	2,200円	3,400円	3,730円	9,330円
和室	870円	1,530円	2,410円	4,810円
第1和室	430円	760円	1,200円	2,390円
第2和室	430円	760円	1,200円	2,390円
ふれあい談話室	870円	870円	870円	2,610円
惣菜加工室	1,480円	1,910円	3,410円	6,800円
菓子加工室	1,480円	1,910円	3,410円	6,800円

（藤枝市都市公園条例の一部改正）

第34条 藤枝市都市公園条例（昭和40年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の部（（注）を除く。）を次のように改める。

(1) 藤枝総合運動公園サッカー場

利用区分	使用料							備考			
	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	加算料				
	8時から 12時ま で	1時から 5時まで	午前8時 から午 後5時ま で	午後6時 から午 後9時ま で	午後1時 から午 後9時ま で	午前8時 から午 後9時ま で	1時間 につき				
入 場 料 等 を 徴 収 し	アマ チュ ア スポ ーツ 使用 する 場合	一 般 生 徒 ・ 児 童 ・ 幼 児	円	円	円	円	円	円	円	1	競技会 に使用す る場合 は、放送 設備及び 競技用器 具の使用 を含む。
			11,280	11,280	22,560	8,460	19,740	31,020	2,820		
			8,800	8,800	17,600	6,600	15,400	24,200	2,200		

ない場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	31,400	31,400	62,800	23,550	54,950	86,350	7,850	藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
入場料等を徴収する	アマチュアスポーツに使用する場合	28,440	28,440	56,880	21,330	49,770	78,210	7,110	
	一般生徒・児童・幼児	22,200	22,200	44,400	16,650	38,850	61,050	5,550	
る場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	284,920	284,920	569,840	213,690	498,610	783,530	71,230	
会議室1		1,750	1,750	3,500	2,630	4,380	6,130		
会議室2		1,040	1,040	1,860	1,580	2,620	3,660		
会議室3		1,040	1,040	1,860	1,580	2,620	3,660		

別表第2(2)の部アの款及びイの款((注)を除く。)を次のように改める。

ア 4月1日から8月31日までの期間に係る使用料

利用区分	使用料			備考
	午前	午後	昼間	
	8時から12時まで	1時から6時まで	午前8時から午後6時まで	

入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する	一般	円	円	円	1 競技会に使用する場合 は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
	アマチュアスポーツに使用する	生徒・児童・幼児	1,780	2,230	4,010	
	アマチュアスポーツ以外に使用する		1,380	1,730	3,110	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する	一般	4,500	5,630	10,130	
	アマチュアスポーツに使用する	生徒・児童・幼児	3,510	4,380	7,890	
	アマチュアスポーツ以外に使用する		45,100	56,370	101,470	

イ 9月1日から翌年3月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する	一般	円	円	円	1 競技会に使用する場合 は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市
	アマチュアスポーツに使用する	生徒・児童・幼児	1,780	1,780	3,560	
	アマチュアスポーツ以外に使用する		1,380	1,380	2,760	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する	一般	4,970	4,970	9,940	
	アマチュアスポーツに使用する	生徒・児童・幼児	4,500	4,500	9,000	
	アマチュアスポーツ以外に使用する		3,510	3,510	7,020	

収める場合	する場合				内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	45,100	45,100	90,200	

別表第2(3)の部アの款及びイの款((注)を除く。)を次のように改める。

ア 4月1日から8月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
			8時から12時まで	1時から6時まで	午前8時から午後6時まで	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	円	円	円	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
		生徒・児童・幼児	4,400	5,430	9,830	
	専用で使わない場合(個人で使用する場合)	一般	1人1回につき150	1人1回につき150	300	
		生徒・児童・幼児	1人1回につき80	1人1回につき80	160	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	17,600	22,000	39,600	
		生徒・児童・幼児	12,250	15,400	27,650	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	39,600	49,430	89,030		

イ 9月1日から翌年3月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
			8時から12時まで	1時から5時まで	午前8時から午後5時まで	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	円 4,400	円 4,400	円 8,800	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
		生徒・児童・幼児	3,030	3,030	6,060	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		13,200	13,200	26,400	
	専用で使わない場合（個人で使用する場合）	一般	1人1回につき 150	1人1回につき 150	300	
		生徒・児童・幼児	1人1回につき 80	1人1回につき 80	160	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	17,600	17,600	35,200	
		生徒・児童・幼児	12,250	12,250	24,500	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		39,600	39,600	79,200	

別表第2(4)の部を次のように改める。

(4) 藤枝総合運動公園グラウンドゴルフ場

利用区分／時間区分	使用料	
	半日	全日
	午前8時から正午まで又は午後1時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで

専用 利用	一般		円	円
			20,950	41,900
	生徒・児童		10,470	20,940
個人 利用	当日券（1人 半日につき）	一般		300
		生徒・児童		150
	回数券（12 枚綴り。1枚 の利用は半 日につき）	一般		3,130
		生徒・児童		1,560

別表第2(5)の部アの款を次のように改める。

ア 藤枝総合運動公園サッカー場

区分		単位	使用料
電 光 表 示	アマチュアスポーツに使用 する場合	1時間	円 1,030
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間	10,050
照 明 設 備	アマチュアスポーツに使用 する場合	全灯 1時間	36,030
		3/4灯 1時間	27,020
		1/2灯 1時間	18,010
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間	90,080
放送設備		1回	2,200
報道用放送設備		1回	2,200

別表第2(5)の部イの款放送設備の項中「2,160」を「2,200」に改め、同款陸上競技用具の項中「5,140」を「5,230」に改め、同款サッカー競技用具の項中「1,020」を「1,030」に改める。

別表第2(6)の部を次のように改める。

(6) 蓮華寺池公園野外音楽堂

使用時 間区分 使用区分	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
--------------------	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

入場料等を徴収しない場合	円 3,250	円 4,330	円 6,500	円 8,670	円 11,920	円 16,250
入場料等を徴収する場合	9,760	13,010	19,530	26,030	35,810	48,820
放送設備	1回 680円					

別表第2(7)の部を次のように改める。

(7) その他の使用料

区分		単位	使用料	
1 行 為 を す る 場 合	(1) 物品の販売、募金その他これらに類する営業行為	1平方メートル1日	円 30	
	(2) 総合運動公園多目的広場以外の場所で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの	1平方メートル1日	20
		面積によりがたいもの	1回1日以内	1,010
	(3) 総合運動公園多目的広場で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	人工芝広場	午前8時から午前12時まで	全面 3,870
			午後1時から午後5時まで	全面 3,870
			午後6時から午後9時まで	全面 7,230
			午前8時から午後5時まで	全面 7,740
		午後1時から午後9時まで	全面 11,100	

		午前8時から午後9時まで	全面	14,970
	クレー 広場	午前8時から午前12時まで	全面	1,100
		午後1時から午後5時まで	全面	1,100
		午前8時から午後5時まで	全面	2,200
	(4) 業としての写真又は映画等の撮影		1台1日	2,390
	(5) 有料公園施設内における広告物の掲出又は表示		1平方メートル1日	1,520
2 公 園 を 占 用 す る 場 合	(1) 電柱、標識その他これらに類するもの		1本1年	1,220
	(2) ガス管、地下埋設物等		1メートル1月	20
	(3) 変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話室		1基1年	1,730
	(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1平方メートル1月	20
	(5) 興行する場合		1平方メートル1月	50
	(6) その他の占用物件		1平方メートル1月	市長が定める額
3	公園施設を設置する場合		1平方メートル1月	〃
4	公園施設を管理する場合		1月	〃

備考

- 1 総合運動公園多目的広場を半面使用するときは、それぞれ当該使用料の2分の1の額とし、10円未満は切上げとする。
- 2 午前8時から午後6時までの間に人工芝広場の照明設備を使用するときは、

使用の許可を得た時間1時間につき1,440円を加算した使用料を徴収する。

- 3 藤枝市民、市内の事業所等に勤務する者及び市内の事業所等以外のものが、総合運動公園多目的広場を使用するときは、当該使用料の50%に相当する額を加算する。

別表第2(11)の部を次のように改める。

(11) おかべ巨石の森公園多目的広場

利用区分	使用料					
	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
	8時30分から12時まで	1時から5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで
入場料等を徴収しない場合	円 1,080	円 1,080	円 2,160	円 3,280	円 4,360	円 5,440
入場料等を徴収する場合	10,940	10,940	21,880	32,850	43,790	54,730

(藤枝市自転車等駐車場条例の一部改正)

- 第35条 藤枝市自転車等駐車場条例(平成4年藤枝市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第5条関係)

区分	種別	期間	料金(円)	
			一般	学生
自転車	一時利用	1回(1日)	150	150
	定期利用	1月	2,610	2,080
		3月	7,060	5,650
		6月	12,560	10,050
原動機付自転車	一時利用	1回(1日)	200	200
	定期利用	1月	3,130	2,610
		3月	8,480	7,060
		6月	15,080	12,560

(藤枝市下水道条例の一部改正)

第36条 藤枝市下水道条例(昭和60年藤枝市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条の表一般汚水の項中「1,080円」を「1,100円」に、「118円80銭」を「121円」に、「129円60銭」を「132円」に、「151円20銭」を「154円」に、「162円」を「165円」に、「172円80銭」を「176円」に改め、同表公衆浴場汚水の項中「64円80銭」を「66円」に改める。

(藤枝市水道事業給水条例の一部改正)

第37条 藤枝市水道事業給水条例(平成10年藤枝市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表を次のように改める。

口径	新設加入金の額
13ミリメートル	35,200円
20ミリメートル	57,200円
25ミリメートル	107,800円
30ミリメートル	187,000円
40ミリメートル	330,000円
50ミリメートル	517,000円
75ミリメートル	1,166,000円
100ミリメートル以上	市長が別に定める額

別表を次のように改める。

別表(第22条関係)

用途	口径	基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	金額	
一般用	13ミリメートル	10立方メートルまで	1,056円	10立方メートルを超え25立方メートルまでの分 140円80銭 25立方メートルを超え50立方メートルまでの分 151円80銭 50立方メートルを超え100立
	20ミリメートル		1,342円	
	25ミリメートル		1,562円	

				方メートルまでの分 163円 90銭 100立方メートルを超える分 181円50銭
	30ミリメー トル	水量なし	1,375円	1立方メートルから25立方メ ートルまでの分 140円80銭
	40ミリメー トル		2,376円	25立方メートルを超え50立 方メートルまでの分 151円
	50ミリメー トル		5,192円	80銭 50立方メートルを超え100立
	75ミリメー トル		10,373円	方メートルまでの分 163円 90銭
	100ミリメ ートル		19,129円	100立方メートルを超える分 181円50銭
	125ミリメ ートル		32,164円	
	150ミリメ ートル		50,391円	
浴場営業用			水量なし	各口径料 金

(藤枝市簡易水道条例の一部改正)

第38条 藤枝市簡易水道条例（平成10年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

口径	新設加入金の額
20ミリメートルまで	33,000円
25ミリメートル以上	市長が別に定める額

第9条の表を次のように改める。

基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）
水量	金額	
10立方メートルまで	880円	10立方メートルを超える分 99円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の藤枝市水道事業給水条例第10条の規定及び藤枝市簡易水道条例第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新設工事又は増径分岐工事の申込みをする給水装置に係る加入金について適用し、施行日前までに新設工事又は増径分岐工事の申込みをした給水装置に係る加入金については、なお従前の例による。

3 この条例（第1条及び第35条から第38条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

4 第1条の規定による改正後の藤枝市駐車場条例第4条の規定は、施行日以後に行う駐車場の利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に行った駐車場の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

5 第35条の規定による改正後の藤枝市自転車等駐車場条例別表の規定は、施行日以後に行う駐車場の利用に係る利用料金について適用し、施行日前に行った駐車場の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

6 第36条の規定による改正後の藤枝市下水道条例第16条の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日が同月31日後である下水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が

確定した日をいう。以下この項において同じ。) から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

7 第 37 条の規定による改正後の藤枝市水道事業給水条例別表の規定及び第 38 条の規定による改正後の藤枝市簡易水道条例第 9 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月 31 日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

8 前 2 項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。